

## 東京大学教員のサバティカル研修に関する規程

平成16年4月1日制定

東大規則第18号

### (目的)

第1条 この規程は、東京大学教員の就業に関する規程(平成16年規則第16号)第12条第4項の規定に基づき、長期研修の一環として、専門分野に関する能力向上のため自主的調査研究に専念できるサバティカル研修(以下「サバティカル」という。)について基準となる事項を定めることを目的とする。

### (サバティカル期間)

第2条 サバティカルとして自主的調査研究に専念できる期間は、原則として6月以上1年以内の継続した期間とする。

2 前項の期間の始期は、原則として4月又は10月とする。

### (要件)

第3条 サバティカルは、本学の大学教員として継続して勤務した期間が7年を経過した後ごとに、前条に定める期間を権利として取得するものであり、2回目以降の権利を取得する場合の勤務した期間については、直前のサバティカル期間の終了後から起算するものとする。

2 前項の勤務した期間の計算においては、原則として、長期の研修及び東京大学教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程(平成16年規則第23号)第2条に定める研修出向の期間は除算するものとする。

3 部局(東京大学基本組織規則(平成16年規則第1号)第3章及び第4章に掲げる組織をいう。以下同じ。)は、第1項の要件とは別に独自の取得要件を設けることができる。

### (効果)

第4条 サバティカル期間中は、各部局の定めるところにより、教授会への出席、その他部局の管理・運営に関する役割等を免除することができる。

### (サバティカル期間中の兼業)

第5条 サバティカル期間中においても、兼業をしようとする場合は、許可を得なければならない。

2 サバティカル期間中における兼業は、本制度の趣旨を考慮して取扱うものとする。

### (手続き)

第6条 取得した権利を行使しようとする者は、所属する部局長(第3条第3項に定める部局の長をいう。以下同じ。)に対し取得期間、調査研究場所及びその概要等を申し出な

ければならない。

- 2 前項の申し出を受けた部局長は、当該部局の教育・運営に特に支障がないと認める場合は、当該申し出を承認することができる。
- 3 サバティカル期間中に所属勤務場所を離れて調査研究する場合は、出張等の所定の手続を経て行わなければならない。

#### 附 則

( 施行期日 )

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規程の施行に当り、施行日前から部局において運用していた同様の研修等の取扱いについては、この規程を著しく逸脱しない範囲であれば、これを妨げるものではない。